

(2) 寄与の類型と裁判例

寄与の類型と裁判例

家業従事型

- ・被相続人に代わって医療法人の経営に貢献した子に相続財産の **3割**
- ・約 25 年間家業に従事した子に **1割**の寄与分
- ・農業後継者として家業に従事し被相続人の扶養にあたった子に **1000万円（全遺産の 3.7%程度）**
- ・農業後継者の寄与分を遺産の評価額の **50%**
- ・農業従事期間中、「人力による農作業標準賃金の 1 日あたりの単価に、年間の作業日数を **60日**、生活費として **40%**を控除することにして、寄与分を金額で算出」

共働き型・出資型

- ・被相続人である夫もサラリーマン、妻もサラリーマンであり、それらによって得た収入で、宅地、建物を購入したケースで、妻の寄与分を **82.3%**
- ・被相続人が創業した株式会社が経営危機に陥ったときに資金援助をした相続人に被相続人の遺産の **20%**

療養看護型

- ・親に昼食と夕食を届けるほか日常的な世話を行っていた段階では、寄与分にはならないが、認知症の症状が顕著に出るようになったため、子が親の 3 度の食事を取らせ常時見守りや排便への対応をするようになって以降は特別の寄与になり、**1日当たり 8000円の3年分 876万円**を寄与分。
- ・似た事案で、遺産の **15%**を寄与分

被相続人のための相続放棄型

財産管理型

- ・土地売却にあたり借家人の立退交渉、家屋の取壊し、滅失登記手続、売買契約の締結等に努力したとの功績で、寄与分 **300万円**
 - ・資産の運用は寄与分にはならない
- 損失によるリスクは負担せずに、たまたま利益の生じた場合に寄与と主張することは、相続人間の衡平に資するとは、言いがたいから。